会員規約

第１章　総則

第１条（規約の適用）

１．本規約は、新明和工業株式会社（以下「当社」といいます）が運営する会員制時間貸駐車場セルフパーク（以下「当パーク」といいます）に関して、第３条に定める会員（以下「会員」といいます）に対し適用されるものとします。

第２条（規約の変更）

１．当社は、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。この場合、変更後の規約を当社が適当と判断する方法で告知するものとし、告知の時点で変更の効力が生ずるものとします。

第２章　会員

第３条（会員）

１．本規約における会員とは、本規約に同意の上、入会希望者本人が自筆、もしくは入力等により申し込みを行ない、当社が希望者に対して機械式駐車設備の取扱説明・安全指導を実施し、入会を承認した個人を言い、いかなる形態であっても会社、団体での会員資格は認められません。また、架空名義・他人名義等による申込みはできないものとします。

２．会員は当パークを、自身の操作によって利用できるものとします。

第４条（会員の資格）

１．１８歳未満の方の会員資格は認められません。また、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している方の入会も認められません。

第５条（ＩＤおよびパスワードの付与）

１．前条の要件を満たした会員には、一件の入会手続きにつき、ＩＤおよびパスワードを付与し、会員カードを発行するものとします。

２．一つのＩＤにつき、登録車両は１台のみとします。

３．１台の車両を複数の会員で使用する場合は、当社が認めた場合に限り１台の登録車両に対して複数のＩＤを付与することができます。

第６条（有効期限）

１．会員の資格の有効期限は入会承認後１年間とし、期間満了の１ヶ月前までに双方から異議の申し入れがない場合は、同一条件で１年延長として、以後も同様とします。但し、連続２年間、利用がない場合は、会員資格が失効となります。

第７条（会員カードの紛失・盗難）

１．会員カードを紛失・盗難された場合は、速やかにその事実を当社に届け出るものとします。

第８条（退会）

１．会員が退会する場合は、当社所定の退会手続きにより、当社に届け出るものとします。

２．前項の規約に関わらず、以下の場合、会員資格は直ちに無効となり、自動的に退会とします。

（１）第１４条または第１５条の禁止行為を行った場合

（２）その他本規約に違反した場合

（３）暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると判明した場合

（４）連続２年間、利用がなかった場合

（５）会員と連絡が取れなくなった場合、当社の判断により会員資格の失効手続きを行うことができるものとします。

第９条（当社から会員への通知等）

１．当社が会員に対して行う通知及び書類等の送付は、申込時に会員が当社に届け出た方法で行うものとします。

２．会員の責めに帰すべき事由により、当社からの通知若しくは送付書類が延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第３章　会員の義務

第１０条（自己責任の原則）

１．会員は、当社を通じ発信する情報につき一切の責任を持ち、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

２．当パークの利用に関連し、会員が他の会員その他の第三者に対し損害を与えた場合、又は他の会員その他の第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の責任と費用にてこれを解決するものとし、当社は何らの責任をも負わないものとします。万一、当社が第三者に対して賠償責任を履行せざるを得なかった場合は、会員は当社によるに求償に応じなければならないものとします。

第１１条（譲渡禁止）

１．会員は、当パークの利用に関する債権及び債務を第三者に譲渡することはできないものとします。

第１２条（変更の届出義務）

１．会員は、登録情報、その他当社に届け出た内容を、常に虚偽なく最新の状態に更新するものとし、変更があった場合には速やかに所定の方法で当社に変更を届け出るものとします。

２．前項の届出を怠ったために会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任は負わないものとします。

第１３条（ＩＤおよびパスワードの管理責任）

１．会員は、当社から付与された当パークのＩＤと、ＩＤに対応するパスワード等（以下、ＩＤ等といいます）を、第三者に貸与または譲渡することはできないものとします。また、会員はＩＤ等の使用及び管理について一切の責任を持つものとします。

２．会員のＩＤ等が第三者に使用されたことで当該会員が被る損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

３．会員は、ＩＤ等が盗まれた場合、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

４．前項の場合において、第三者がＩＤ等を使用して当パークを利用したことに起因し、当社が損害を被ったときは、会員はその賠償責任を負います。但し、会員の責めに帰すべき事由がないときは、この限りではありません。

第１４条（営業活動の禁止）

１．会員は、当社が認める場合を除き、当パークでの営業活動その他営利を目的とした利用、およびその準備を目的とした利用を行うことができないものとします。

第１５条（その他の禁止事項）

１．第１４条の他、会員は以下の行為を行わないものとします。以下の行為が見られた場合、当該会員に対して、サービス提供を制限、又は、中止することがあります。

（１）新明和グループ各社（http://www.shinmaywa.co.jp/company/group.html）（以下「当グループ」といいます）が管理・運営する施設等及び提供する役務の不正利用行為

（２）法令・条例・本規約等に違反する行為

（３）当パークの情報・データ等を改ざん、消去等する行為

（４）第三者のＩＤで当パークを利用する行為

（５）各登録車両に付与されたＩＤ以外のＩＤで当パークを利用する行為

（６）当パークの設備（当社が、当パークを提供するために用意する機械式駐車設備、通信設備電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいいます。以下同様）に無権限でアクセスし、その利用若しくは運営に支障を与え、又はその恐れのある行為

（７）上記各号の他、法令、本規約若しくは公序良俗に違反する行為、当パークの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し若しくは当社の財産を侵害する行為、第三者若しくは当社に不利益を与える行為

（８）その他、当社が会員として不適切と判断する行為

第４章　利用

第１６条（利用制限）

１．当パークは、会員専用の駐車場のため、会員が付与されたIDに基づきその登録車両を駐車する以外の利用はできません。

第１７条（駐車スペースの提供）

１．当パークは、短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり､車両をお預かりするものではありません。

第１８条（駐車時間）

１．当パークは、短時間の駐車を目的とする駐車場のため、駐車時間は最長４８時間までとします｡継続して４８時間を超えて駐車しないでください｡但し、当社に事前に承認を受けた場合、駐車場に他の駐車制限時間が掲出されている場合は、この限りではありません。

第１９条（駐車車両）

１．当パーク内に駐車することができる車両は､各駐車設備に掲示している収容車制限銘板の基準に該当するものに限るものとし､これ以外の車両を駐車することはできません。
駐車する車が、制限範囲内であることを実際に入庫される車および車検証等により確認して下さい。ただし、車検証の記載と実際の形状・寸法等が異なる場合には、実際の形状・寸法等で確認してください。

２．本条１項の基準に該当する車両でも､下記の車両は駐車することができません。

（１）特殊なドア（ドアが上方に開くタイプの車、ドアの下端が低い車等）

（２）車上に荷物を乗せている車（タクシーの屋根上の行灯、ルーフキャリアや荷物を車上に乗せている車、宣伝カーの屋上看板など）

（３）大型のミラー(ドアミラーが折りたためない車はドアミラー幅が制限寸法を超えると、入庫できません。）

（４）フロント、リヤ、アンダーのパーツがはみ出ている車や改造車

（５）危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両

（６）道路運送車両法等の関連法規や公序良俗に違反する車両

３．本条１項の基準に該当しない車両のほか、トラックおよび二輪車、三輪車、又はエアロパーツなど車の装備品により収容車制限を超えた場合は､駐車することができません。

４．本条１項ないし３項のほか、取扱説明書に記載されている内容をご確認の上、ご利用ください。

５．入庫される車が本条の基準（取扱説明書に記載されている内容を含む）に該当しているかどうかについて判断が困難な場合は、当社にお問合せ下さい。なお、当社が必要と認める場合には、入庫される車両が本条の基準（取扱説明書に記載されている内容を含む）に該当しているかどうかを確認のうえ、該当しない場合には、駐車をお断りすることがあります。

第２０条（駐車料金）

１．当パーク利用者は､駐車場に掲出した料金額及び料金体系により､駐車時間に応じた駐車料金をお支払い頂きます。

２．駐車時間は､駐車場設備への入場時の入庫登録から出場時の出庫登録までの時間とします。

３．駐車料金は､駐車場内に備付けの精算機にてお支払いください。

第２１条（操作および駐車方法）

１．当パークの操作および駐車方法は、入会時に現地で受けた取扱説明･安全指導に従って利用してください。

２．駐車場が満車の場合等に駐車場内外で｢入り待ち｣をしないでください。

３．駐車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させてください。

第２２条（不正駐車）

１．当社は、第１９条１項の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合には、移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

第２３条（放置車両の取扱い）

１．会員が、当社への届出を行うことなく７日間を超えて車両を駐車している場合、当社は､これらの会員に対して、連絡することにより、当社が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができるものとします。

２．本条１項の場合において会員が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき当社は､車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者又は使用者をいう｡以下同じ。）に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより､当社が指定する日までに車両を引取ることを請求することができるものとします｡この場合、会員は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、又はその他事情の如何を問わず何らの異議を申し立てないものとします。

３．本条１項又は２項の請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。

４．当社は、本条１項の規定により指定した日を経過した後は､車両について生じた損害については､当社の故意又は重大な過失によるものを除き､何らの賠償の責も負わないものとします。

５．当社は、本条１項の場合において、所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む｡）を調査することができるものとします。

６．当社は､本条１項の場合において､管理上支障があるときは､駐車場において掲示して予告した上で､車両を他の場所に移動することができるものとします。

７．当社は､所有者等が車両を引取ることを拒み､もしくは引取ることができず､又は当社の過失なくして所有者等を確知することができない場合であって､所有者等に対して通知し､又は駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず､その期限内に引取りがなされないときは､催告をした日から３ヶ月を経過した後、所有者等に対して通知し､又は駐車場において掲示して予告した上で､公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします｡この場合において､車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む｡）に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し､又は駐車場において掲示して予告した上で､引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却､廃棄その他の処分をすることができるものとします。

８．当社は､本条７項の規定により車両を処分した場合は､遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し､又は駐車場において掲示するものとします。

９．当社は､本条７項の規定により車両を処分した場合は､処分によって生じる収入から､駐車料金並びに車両の保管､移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し､なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し､残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。

１０．当社が本条７項の規定により車両を処分した場合、当該車両の所有者から当社が損害賠償その他の請求を受けたときは、当該会員は自己の責任と費用においてこれを解決するものとします。万一、当社が所有者に対して賠償責任を履行せざるを得なかった場合は、会員は当社による求償に応じなければならないものとします。

１１．所有者等が車両を引取ることを拒み､もしくは引取ることができず､又は当社の過失なくして所有者等を確知することができない場合において､当社が所有者等に訴訟･強制執行その他の法的手段を講じたときは、会員は、当該法的措置に要した全ての費用（弁護士費用を含む）を負担するものとします。

第２４条（所有者による引渡請求）

１．駐車中の登録車両につき、その車検証上の所有名義人から当該車両の引渡を請求された場合、当社は、会員に対して当該引渡請求に応じることに同意するか否かの回答を求めた上で､会員がこれに同意する場合、または、１週間を経過しても回答しない場合には、当該引渡請求に応じることができるものとします。

２．本条１項の場合、当社は会員に対して一切責任を負わないものとします。

第５章　運営

第２５条（ＩＤの一時停止等）

１．当社は、以下のいずれかに該当する場合は、当該会員の承諾を得ることなく、ＩＤ等の使用を停止することがあります。
（１）第９条１項に基づき会員が当社に届け出た方法によって会員に連絡できない場合
（２）第三者によりＩＤ等が不正に使用されている場合、又はその恐れがあると当社が判断した場合
（３）その他当社が緊急性を認めた場合
２．前項に基づく措置により当該会員が当パークを利用できずに損害を被ったとしても、当社は何らの責任をも負わないものとします。

第２６条（当パークの内容等の変更）

１．当社は、会員への事前の通知、承諾なくして当パークの諸条件、運用規則、当パークの内容、名称等を変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。この変更には、当パークの内容、名称に関する全部又は一部の改廃等を含みます。
２．前項に基づく変更については、当ホームページ上への掲載、電子メールの送信、書面の送付その他当社が適切と判断する方法により、当社が会員に告知するものとします。

第２７条（当パークの一時的な中断）

１．当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく一時的に当パークを中断することができるものとします。
（１）当社および当パーク設備の保守を緊急に行う場合
（２）火災、停電若しくは地震、噴火、洪水、津波等の天災により当パークの提供ができなくなった場合
（３）戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により当パークの提供ができなくなった場合
（４）その他、運営上又は技術上当社が当パークの一時的な中断が必要と判断した場合
２．当社は、前項各号のいずれかの事由により当パークの提供の遅延、又は中断等が発生し、これに起因して会員が被った被害について一切責任を負わないものとします。

第２８条（当パークの提供の終了）

１．当社は、当パークの運営を継続することが困難な事情が生じた場合などはホームページその他当社が適切と判断する方法により相当期間を定め告知をした上で、当パークの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。
２．当社は、当パークの提供終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う会員又は第三者からの一切の損害賠償の請求を免れるものとします。

第２９条（当パークの運営の委託）

１．当社は当パークの運営を、当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

第６章　損害賠償等

第３０条（免責）

１．当社は、会員に提供する情報・データ等について、その完全性、正確性、または有用性等に関し、何らの保証を行うものではありません。
２．当社は、当社の責めに帰し得ない事由に基づく、当パークに登録した会員情報・データ等の消失・流出または第三者の不法行為による改ざん・流出等に関しては、いかなる責任も負わないものとします。
３．前各項の他、当社は、当パークの利用により発生した会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、および当パークの提供の遅延又は中断の発生の結果、会員又は第三者が被った損害等に対し、当社の責めに帰すべき事由が存する場合を除き、何らの責任をも負わないものとします。
４．当社は､当パーク内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難､紛失又は毀損については一切責任を負いません。
５．当社は会員が､駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害､その他当パーク内で発生した原因に起因して被った損害について一切責任を負いません。

第３１条（利用者の賠償責任）

１．会員が、本規約に違反した場合又は故意または過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害(その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は､それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償して頂きます。但し、本駐車設備、本建物及び付属施設に関する復旧補修の行為は、利用者の負担に於いて当社がこれを実施するものとします。

第７章　会員情報の利用

第３２条（会員情報の取扱い）

１．当社は、会員から取得した個人情報を、以下の目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。
（１）会員カードの発行、利用管理、その他当パークの提供のため
（２）当グループが取り扱う商品またはサービスを申し込まれる際の本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、申し込まれた商品またはサービスの提供、代金決済、アフターサービスの提供その他取引遂行のため
（３）当グループおよび当グループの提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内のため（ダイレクトメール、メールマガジン、窓口におけるご案内など）
（４）当グループおよび当グループの提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動のため（アンケート調査、キャンペーン、プレゼント発送、購買分析など）
（５）その他、サービス提供を適切かつ円滑に履行するため
２．当社は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり共同利用させていただきます。
（１）共同利用する個人情報の項目
氏名　生年月日　性別　職業　住所　電話番号　メールアドレス　車種　車両ナンバー　免許証情報　クレジットカード情報　カメラ画像　サービスのご利用履歴　その他利用目的を達するために必要な項目。
（２）共同利用者の範囲
当グループ
（３）当共同利用の目的
本条１項に同じ
（４）共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称
新明和工業株式会社
（５）取得方法
口頭（電話等）、WEB 上の入力フォーム、契約書、申込書、アンケート、その他の書面（電子的・磁気的方式等によって作られた記録を含む）
３．当社は、法令等により許容されている場合または会員の同意を得た場合および本条２項の共同利用の場合を除き、会員から取得した個人情報を第三者に提供しないものとします。
４．当社は、本条に定める利用目的の実施に必要な範囲で、適切な保護措置を講じた上で、個人情報の取り扱いを第三者に委託することができるものとします。
５．その他、当社の情報保護に対する取り組みについては、新明和工業㈱ホームページ上に記載した「個人情報保護の取り組みについて」をご参照ください。(http://www.shinmaywa.co.jp/privacy_policy.html)

第８章　その他

第３３条（準拠法）

１．本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第３４条（専属的合意管轄裁判所）

1．当社および会員は、当社と会員の間でこの会員規約につき訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第３５条（運営者の変更）

1．当社は、当社の提供するサービスの水準が維持されることを条件に、ホームページへの掲載その他当社が適切と判断する方法で告知することにより、当パークの運営者たる地位を、当社から当グループ各社のいずれかに承継させることができるものとします。この場合には会員の個人情報が当社から新たな運営者に承継されることについて、会員は予め承諾するものとします。

第３６条（存続条項）

1．第１０条２項、第１１条、第２３条、第３０条ないし第３４条及び本条の規約については、退会後も有効に存続されるものとします。

附則　　本規約は２０１４年１０月２０日から施行します。